

渋川市出前手話教室開催事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市手話言語条例の趣旨を踏まえ、本市における手話の理解及び普及を促進するため、出前手話教室（以下「教室」という。）を開催するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、渋川市とする。

(対象)

第3条 この事業の対象は、市内に所在する小中学校とする。

(教室の開催)

第4条 教室は、原則として各年度の5月から3月までの間に開催する。

- 2 教室の開催時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とし、1回の講習時間は2時間以内とする。
- 3 教室の会場は、受講学校が用意する。

(教室の内容)

第5条 教室は、おおむね次の内容について実施するものとし、受講学校の希望を踏まえて協議し、決定する。

- (1) 聴覚障害の基礎知識
- (2) 手話の基礎知識
- (3) 手話の実技

(教室の申込み)

第6条 教室の開催を希望する学校の代表者は、本市が指定する期日までに、出前手話教室開催申込書（様式）を市長に提出するものとする。

(教室の決定等)

第7条 前条の申込みがあったときは、市長は内容を確認の上、教室開催の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

- 2 教室の開催に当たり必要と認めるときは、市長は受講学校に条件を付することができる。

(教室の開催の不承認又は取消し)

第 8 条 第 6 条により教室の開催を申し込んだ学校又は既に前条第 1 項の規定により教室の開催が決定した学校が、次の各号のいずれかに該当するときは、教室の開催の承認をせず、又はこれを取り消すことがある。

(1) 社会通念上開催することが好ましくないと認められるとき。

(2) 公共の福祉に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第 9 条 第 7 条 1 項の規定により開催を決定した教室の内容に変更が生じたとき又は教室の開催を中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(講師)

第 10 条 教室の講師は、渋川市聴覚障害者福祉協会の会員及び群馬県の認定手話通訳者とする。

(費用の負担)

第 11 条 この事業の実施に係る講師謝礼等の費用は、市が負担する。ただし、教室の資料として図書類を購入し、参加者に配布する場合は、参加者に図書費の実費負担を求めることができるものとする。

(講師謝礼)

第 12 条 活動した講師に対しては報告書に基づき、次の謝礼を支払うものとする。ただし、活動時間は講師活動の実働時間とし、合理的理由により待ち合わせ及び打合せを行った場合は、同時間を活動時間に含める。

(1) 90分以内 5,000円

(2) 91分以上120分以内 7,500円

(3) 121分以上 10,000円

(傷害保険の加入)

第 13 条 市は、講師活動（往復に係る時間を含む。）における事故に備え、傷害保険に加入するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。